平成２３年（フ）第５９１８号
大阪府枚方市香里ケ丘９丁目10番地の２　Ｄ42―101
債務者　打田須美江
１　決定年月日時　平成23年９月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年10月26日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５９１９号
大阪府豊中市新千里南町３丁目１番１―106号
債務者　上野　常夫
１　決定年月日時　平成23年９月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年10月26日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５９２０号
大阪府豊中市新千里南町３丁目１番１―106号
債務者　上野美代子
１　決定年月日時　平成23年９月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年10月26日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５９３３号
大阪府八尾市若林町１丁目44番地の２　コピアス八尾305号
債務者　錦木　俊彦
１　決定年月日時　平成23年９月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年10月26日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５９３７号
大阪市浪速区恵美須東３丁目２番10―306号
債務者　木下　英二
１　決定年月日時　平成23年９月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年10月26日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５９３９号
大阪市西区新町３丁目９番20号403
債務者　原口三和子
１　決定年月日時　平成23年９月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年10月26日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５９４２号
大阪市西淀川区出来島３丁目２番76―401号
債務者　渡邊亜紀子
１　決定年月日時　平成23年９月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年10月26日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５９４５号
大阪府高槻市柱本新町１番Ｂ22―508号
債務者　山﨑　真依
１　決定年月日時　平成23年９月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年10月26日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５９４６号
大阪市北区長柄西１丁目１番４号
債務者　橋本　幸男
１　決定年月日時　平成23年９月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年10月26日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５９４７号
大阪市住之江区南港中４丁目２番12―802号
債務者　中村　信三
１　決定年月日時　平成23年９月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年10月26日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５９４８号
大阪市住之江区南港中４丁目２番12―802号
債務者　中村　和子
１　決定年月日時　平成23年９月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年10月26日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５９５０号
大阪府摂津市南別府町４番３号
債務者　出村　則夫
１　決定年月日時　平成23年９月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年10月26日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３３１号
長崎県長崎市滑石４丁目16番13号　笠浦アパート202号
債務者　榊原　　豊
１　決定年月日時　平成23年９月２日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年10月26日まで　長崎地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第３７６号
相模原市南区麻溝台５丁目９番28号　ときわハイツ102号室、住民票上の住所相模原市緑区中野1112番地６
債務者　松木　明人
１　決定年月日時　平成23年９月２日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年10月27日まで　横浜地方裁判所相模原支部

平成２３年（フ）第１４６号
新潟県長岡市巻島１丁目35番地２
債務者　風間　未来（旧姓篠田）
１　決定年月日時　平成23年９月５日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年10月27日まで　新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２３年（フ）第１５２号
新潟県長岡市中興野416番地15
債務者　韮沢　正嗣
１　決定年月日時　平成23年９月５日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年10月27日まで　新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２３年（フ）第１６１号
新潟県長岡市鳥越1918番地２
債務者　小川奈美子
１　決定年月日時　平成23年９月５日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年10月27日まで　新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２３年（フ）第１６２号
新潟県長岡市曙３丁目６番地22
債務者　酒井　勝則
１　決定年月日時　平成23年９月５日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年10月27日まで　新潟地方裁判所長岡支部破産係